

いのちを守る医師・歯科医師は「戦争法案反対」 保険医協会と「あいち医師・歯科医師九条の会」が 記者会見・街頭宣伝

憲法違反の安保法案は廃案を

「あいち医師・歯科医師九条の会」 ニュース

第27号

2015年7月6日

安全保障関連法案が国会で成立の危険にある。法案は「武力行使はしない」「戦闘地域には行かない」「専守防衛」というこれまでの歯止めをことごとく取り払い、憲法九条が厳しく禁じている「海外での武力行使」に日本が公然と踏み出すもので、憲法違反といえるものである。

「あいち医師・歯科医師九条の会」と保険医協会は、六月十八日、中区栄で合同の記者会見と街頭宣伝を実施した。会見には十二人の医師・歯科医師役員らが参加し、板津慶幸保険医協会副理事長が「いのちを守る医師・歯科医師として、いのちを奪う戦争に国民を導く安保法案は廃案にすべき」とあいさつした。

「あいち医師・歯科医師九条の会」の山内一征代表世話人は、「集団的自衛権行使反対／憲法九条を守り生かすことを求める」請願署名（「九条の会」の請願）の集約が八千四百九十一筆、「憲法九条を守る医師・歯科医師アピール」は千二百三十人が賛同、「ど」の子どもにも平和な未来を」リーフは三万部を普及などの取り組みを紹介した。そして、「後方支援」などとして地方自治体・民間の医療機関や医師・看護師などに戦争協力を強いる業務従事命令をさせる自衛隊法などの規定が、今回の法案でいっそう危険な戦闘地域にも従事させられることになる問題を指摘した。

参加した医師・歯科医師からは「医療は戦争のためにあるので



市民に「いのちを守る医師・歯科医師は戦争法案に反対」と訴えた(6月18日、栄スカイル前で)

政府の「合憲」根拠は崩壊……国会審議

「合憲」の口実は次々破綻
 政府は「自己保存のための武器の使用は武力の行使にあたらぬ」「他国の武力行使と一体でない後方支援は武力の行使にあたらぬ」という理屈で安保法案を「合憲」としている。しかし、「武器の使用」は「武力の行使」ではないという理屈が国際的に通用しないこと、政府が「後方支援」と呼ぶ活動は国際的には武力行使と一体不可分の「兵たん」だということも明らかになり、政府の論拠は成り立たなくなっている。

立法事実のない「根拠」
 安倍政権が、憲法解釈を変更し集団的自衛権行使を容認した唯一の根拠は「日本を取り巻く安全保障環境が根本的に変容した」というもの。しかし国会審議で「他国に対する武力攻撃によって、『存立危機事態』に陥った国が世界で一つでもあるか」との質問に、岸田外相は「実例をあげるのは困難だ」と言う始末。立法事実そのものがなくなり、解釈変更した理由が成り立たなくなっている。

圧倒的多数の「違憲」
 衆院憲法審査会での参考人質疑で自民党推薦の憲法学者も含めて全員が「違憲」と明言したのをはじめ、200人を超える憲法学者が戦争法案は「違憲」との声明をあげ、報道機関のアンケートでも圧倒的多数が違憲性を指摘している。6月22日の衆院安保法制特別委の参考人質疑では、宮崎・阪田両元内閣法制局長官が「違憲」「政府の憲法解釈から逸脱」と表明し、法案の撤回を求めている。



メ〜テレが報道(6月18日、テレビ画面から)
 「いのちを守る」は医療の原点。手を尽くしてサポートした子どものいのちが戦争で失われてしまうのは耐えられない」などの発言があった。
 会見後は、医師・歯科医師ら三十二人が栄スカイル前で法案の廃案を求めるリーフやハガキサイズの九条守る署名入りのポケットティッシュを配布し協力を訴えた。

そして次々とマイクを握って市民への訴えを行った。この日の様子は、メ〜テレと中日新聞、朝日新聞、しんぶん赤旗・愛知民報が報道した。

安全保障法案の廃案を求めます

愛知県保険医協会／「あいち医師・歯科医師九条の会」合同記者会見

2015年6月18日

<はじめに>

政府の提出した安全保障関連法案に、私たちは反対しています。

法案は、これまで自衛隊の海外派兵をめぐる国会審議で構築された「武力行使はしない」「戦闘地域には行かない」「専守防衛」という歯止めをことごとく取り払い、「日本と極東の平和と安全」を目的とした日米安保条約の枠組みさえ超えるものです。

法案提出に先立って、安倍首相は、4月29日の米議会での演説で、安全保障法制の夏までの成立を約束しました。国民や国会への説明も合意もないままに、まずアメリカとの間で海外での武力行使を誓約するという姿勢は、「暴走」「乱暴」というべきものです。

2008年のイラク派兵差止訴訟の名古屋高裁判決は、「イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止し、活動地域を非戦闘地域に限定したイラク特措法や憲法九条一項に違反する」と明確に審判しましたが、今回の法案に基づく自衛隊の活動は憲法九条が厳しく禁じている「海外での武力行使」に公然と踏み出すもので、憲法違反です。

<医療従事者として>

法案に関して、医療に携わる者として、2つのことを述べます。

一つは、「後方支援」などとして地方自治体・民間の施設や職員に、業務従事命令をさせることです。これは、すでに自衛隊法や周辺事態法などによって規定がありますが、今回の安保法案は、「武力行使はしない」「戦闘地域には行かない」「専守防衛」という歯止めをことごとく取り払い、「いつでも」「どこでも」「どんな戦争」にも日本が参加できるようにしており、歯止めなくいっそう危険な戦闘地域にも医師や看護師などが従事させられることとなります。

もう一つは、安倍首相が今回の法案の閣議決定後の会見で「国民のいのちとくらしを守る」と何度も述べていることです。しかし一方で「いのちとくらしを守る」社会保障予算を削減し、対極で軍事費を増やしている政府の行動を見るにつけ、「いのちとくらしを守る」姿勢を到底認め得ません。

当協会は、「いのちを守る私たち医師・歯科医師は、戦争NO」と掲げて、九条の会がよびかけた請願署名に取り組み、現在8,000筆を超えて集約し、同じく九条の会のアピールへの医師・歯科医師の賛同は1,230人となりました。

また、リーフレット「どの子どもにも平和な未来を」の普及も当協会として独自に行い、3万部活用しています。さらに、待合室・窓口などで活用できるミニポスターも作成し、「九条の会」がよびかけた「憲法九条を守り生かしてください」の請願署名にも取り組んでいます。

自衛隊派兵はイラク戦争の違憲 判決に反する

医師九条の会がつどい

「あいち医師・歯科医師九条の会」は、第十九回の憲法のつどいを二月二十八日、協会伏見会議室で開催、医師や市民ら四十六人が参加した。はじめに、山内一征代表世話人が挨拶し、自民党が「各種団体の協力のもと憲法改正賛同者の拡大運動を推進」と運動方針に掲げ、すでに「美しい日本の憲法をつくる国民の会」が憲法改正賛同の運動を進めていることを紹介。桜井よし子氏や首相肝いりの安保法制懇メンバールらが名を連ねる同会は、都道府県組織を作り自治体決議や一千万人の賛同者名簿づくりを進めており、草の根に広がる九条の会が今こそ憲法を守る運動を広げるべきと訴えた。

講師には、川口創弁護士（イラク派兵差止訴訟弁護団事務局長、国民安保法制懇事務局長）を迎え、「どうなる憲法、どうする憲法、戦争をすする国にさせないために」の講演を受けた。



講演する川口弁護士

川口氏は、昨年七月の集団的自衛権行使容認の閣議決定以降、対テロ戦争などを口実に自衛隊派兵恒久化の議論があることに、「対テロ戦争は無差別殺戮となる。二〇〇八年のイラク派兵差止訴訟の



と述べた。

そして、今回の安保法制づくりは、二十数年前から防衛庁内部で構想されていた「国家安全保障基本法案」とほとんど同じであることを紹介し、これを見取り図とするかのように、秘密保護法や武器輸出三原則の廃止、NHK人事への介入などが着々と進められているとした。

また、政府の進める安保法制による自衛隊の武力行使は、①アメリカの軍事的要求に応えてアメリカと一体化する、②「成長戦略」で武器輸出や防衛産業振興をうたうなどの財界の利権に支えられている、③靖国参拝を行い、自主憲法をつくるなどの活動を進める安倍首相と取り巻きの人脈を安倍一派とするならば、彼らの願望実現の重要な一歩となる――という背景があることをつかむ必要があると述べた。

憲法を守る運動にとって必要なこととして、イラク派兵差止訴訟で導き出した「平和的生存権」を活用して多様な取り組みを行う必要があると結び、一例として川口氏が保育園の保護者とともに作成した「どの子どもにも平和な未来を」のリーフレットを紹介した。

判決で『（航空自衛隊は）多国籍軍の戦闘行為に必要不可欠な軍事上の後方支援を行っている』『イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止し、活動地域を非戦闘地域に限定したイラク特措法や憲法九条一項に違反する』と明記された内容に反する。安倍首相はこの枠組みを壊そうとしている

なぜ私たち医師・歯科医師は、日本を戦争する国にする安全保障法案に反対するのか？

(愛知保険医新聞「私と九条」、月刊保団連への寄稿から抜粋)

非戦は最大の一次予防

現代医療では健康の一次予防の重要性が共通の認識になっている状況で、非戦は最大の一次予防です。(戸田安士氏・名古屋大学名誉教授)

命まもる使命

人の命を守ることを使命としている医療人にとって、人の命を虫けらのように扱う戦争に反対していくことは、当然の責務と考える。(江間幸雄氏・港区・医師)

平和でこそ歯科医療できる

母方の祖父は歯科医師。亡くなる前にこんなことを言った。「歯医者も戦争に行った。虫歯は全部抜くしかなかった。戦いが始まると一番大切にされたのは外科医、その次は軍馬を見る獣医、眼科や歯科は傷を縫うだけ。歯医者や歯科医療をやれるのは、平和な世の中しかない」(江原雅博氏・港区・歯科)

健康な人を殺すことの違和感

療養病床や老健施設で長く高齢者を見ていると、大きな理由もなく食べられなくなってゆく人がたくさんみえる。その時にどうしたらよいか、医療スタッフも家族も悩むことも多い。その現状と、健康な人を殺してまで目的を達成しようとしている戦争の現実とに、違和感を禁じ得ない。一人一人が命の大切さと戦争の持つ意味を、自分の頭で考えるところに解決策があるのではないか。(小松健氏・緑区・勤務医)

生命と財産は福祉と医療によってこそ守られる

人間としての尊厳が冒されること、それが戦争の罪です。安倍首相は積極的平和主義を掲げ、「国民の生命と財産を守る」のが政治の務めと言っています。国民の生命と財産は福祉と医療によって守られるものであり、決して戦争では守られません。(魚住君枝子氏・天白区・小児科医)

医師は根こそぎ動員で犠牲になる

軍医というのは医師のうちほんの一部になるものと思っていましたが、実際には、ほとんどすべての医師が根こそぎ動員されました。将兵の赴くところには必ず軍医もいる。九州大学医学部で言えば、4人に1人が戦死しています。他の職業と比べても多い。(帯木蓬生氏・作家・精神科医)

命を守ることと人殺しの手助けをしている実情に自己矛盾が

怪我をした兵士の治療にあたっていたが、傷が完治すると再び戦場へと戻っていく兵士たちを見て、「命を守るために医師になったのに……」と、人殺しの手助けをしている実情に大きな自己矛盾を抱えていた。平和でなければ医療はそもそも成り立たない。(肥田舜太郎氏・元軍医)

医療従事者を戦争協力させる規定

<自衛隊法>

第 103 条（防衛出動時における物資の収用等） 第 76 条第 1 項の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基き、病院、診療所その他政令で定める施設（以下本条中「施設」という。）を管理し、土地、家屋若しくは物資（以下本条中「土地等」という。）を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、防衛大臣又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第 76 条第 1 項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、防衛大臣が告示して定めた地域内に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医務、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

5 第 2 項に規定する医療、土木建築工事又は輸送に従事する者の範囲は、政令で定める。

<武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律>

第 2 条 6 指定公共機関 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

<周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律>

第 3 条 4 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関

2 後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。

（自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施）

第 6 条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の後方地域支援としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

（国以外の者による協力等）

第 9 条 2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

<国民保護法>

第 2 条 2 この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

<日米防衛協力のための指針(2015年4月27日)>

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保/A. 平時からの協力措置/6. 後方支援

日本及び米国は、いかなる段階においても、各々自衛隊及び米軍に対する後方支援の実施を主体的に行う。自衛隊及び米軍は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）及びその関連取決めに規定する活動について、適切な場合に、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない後方支援を相互に行う。

B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処/6. 後方支援

日米両政府は、実効的かつ効率的な活動を可能とするため、適切な場合に、相互の後方支援（補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない。）を強化する。これらには、運用面及び後方支援面の所要の迅速な確認並びにこれを満たす方策の実施を含む。日本政府は、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援及び関連支援を行う。